

(案)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	公共下水道管理者以外の者の行う工事等の承認基準	
根拠法令名	下水道法 (法令番号昭和33年法律第79号)	
条 項	第16条	
関係 条項		
審 査 基 準	該 当 に ○	① 審査基準は (以下・別添) のとおりです。 2 審査基準は別途保管していますので、担当者にご請求下さい。 3 以下の法令の条文により審査します。(審査基準は設けておりません。) 4 審査基準は設けておりません。
	審 査 基 準	適用対象 1. この法律の適用は、国・都市再生機構・自治体等を想定したものであるが、施工業者に対しても一定の資格要件を付して承認する。 2. 資格要件 一般建設業の許可のうち、「土木工事業」又は「管工事業」を得ている者。 設計施工の基準 1. 下水道施設計画・設計指針と解説 (日本下水道協会) 2. 神戸市開発事業の手続き及び基準に関する条例 3. 神戸市土木請負必携の1. 土木共通仕様書 (第10編他) 4. 神戸市下水道設計標準図
	設定・最終変更年月日	平成6年10月1日設定 令和7年4月1日最終変更
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総期間 15 (日) ・月 (申請到達日の翌日～処分通知発送日で計算。ただし、日計算の場合は土日祝日を含みません。)
	[内訳と機関名]	経由機関 ___日・月 協議機関 ___日・月 処分機関 ___日・月 () () ()
設定・最終変更年月日	平成6年10月1日設定 平成18年12月21日最終変更	
作成部局・課・係名	建設局下水道部管路課管路担当 (Tel 806-8754)	